

2 賃金事情

(1) 賃金制度 (集計表 第2表-①)

ア 賃金表・賃金規定の有無

賃金表がある企業は41.8%、賃金規定はあるが賃金表がない企業は48.7%、賃金規定がない企業は8.4%であった。

〈図表2-1〉賃金表・賃金規定の有無

(単位:社、%)

	集計企業数					無回答
		賃金表あり	賃金規定はあるが賃金表なし	賃金規定なし	その他	
調査産業計	970 (100.0)	405 (41.8)	472 (48.7)	81 (8.4)	3 (0.3)	9 (0.9)
労組有	113 (100.0)	73 (64.6)	38 (33.6)	2 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
労組無	851 (100.0)	328 (38.5)	433 (50.9)	78 (9.2)	3 (0.4)	9 (1.1)

()内は構成比(%)

イ 過去1年間の定期昇給の実施状況

「定昇規定により実施」と答えた企業は46.7%、「定昇規定はないが慣行により実施」と答えた企業は21.0%であった。

〈図表2-2〉過去1年間の定期昇給の実施状況

(単位:社、%)

	集計企業数					無回答
		定昇規定により実施	定昇規定はあるが実施見送り	定昇規定はないが慣行により実施	定昇の制度・慣行なし	
調査産業計	970 (100.0)	453 (46.7)	154 (15.9)	204 (21.0)	151 (15.6)	8 (0.8)

ウ 過去1年間のベースアップの実施状況

ベースアップについては、「実施」と答えた企業が22.2%、「現状維持」と答えた企業が69.0%、「ベースダウン」と答えた企業は1.4%であった。

〈図表2-3〉過去1年間のベースアップの実施状況

(単位:社、%)

	集計企業数					無回答
		実施	現状維持	ベースダウン	その他(一部実施等)	
調査産業計	970 (100.0)	215 (22.2)	669 (69.0)	14 (1.4)	55 (5.7)	17 (1.8)

(2) 賞与・諸手当

ア 賞与 (集計表 第2表-②)

賞与規定の有無をみると、「支給時期のみ定めている」と回答した企業は72.8%、「支給時期及び額を定めている」と回答した企業が8.1%で、約8割の企業が賞与規定を定めていた。

<図表2-4>賞与規定の有無

(単位:社、%)

	集計企業数	支給時期のみ定めている	支給時期及び額を定めている	賞与規定なし	無回答
調査産業計	970 (100.0)	706 (72.8)	79 (8.1)	169 (17.4)	16 (1.6)
労組あり	113 (100.0)	87 (77.0)	14 (12.4)	10 (8.8)	2 (1.8)
労組なし	851 (100.0)	615 (72.3)	64 (7.5)	158 (18.6)	14 (1.6)

()内は構成比(%)

イ 過去1年間(平成24年7月~平成25年6月)の賞与支給額(集計表 第2表-③④)

過去1年間に賞与を支給した企業の平均金額は、25年の夏季一時金が387,310円、24年の年末一時金が394,623円、その他賞与が52,413円で、合計すると834,347円であった。

また、査定等による賞与格差は、「10%未満」が46.3%、「10%以上20%未満」が31.0%で、20%未満の企業が約8割を占めた。

<図表2-5>賞与の支給額

区分	集計企業数	賞与支給企業数	支給額(円)				支給なし無回答
			25年夏季	24年年末	左記以外の賞与	支給額合計	
調査産業計	970	768	387,310	394,623	52,413	834,347	202
労組あり	113	101	533,647	518,776	57,722	1,110,145	12
労組なし	851	663	364,097	375,823	51,448	791,368	188

*支給額合計は、端数処理により必ずしも一致しない。

<図表2-6>査定等による賞与格差(同一年齢、同一職階)

区分	集計企業数	記入企業数	賞与格差						無回答
			10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上	
調査産業計	970 (100.0)	641 (66.1)	297 < 46.3>	199 < 31.0>	69 < 10.8>	25 < 3.9>	24 < 3.7>	27 < 4.2>	329 (33.9)

()内は構成比 < >内は回答企業構成比

ウ 役付手当（集計表 第2表-⑤⑥）

集計企業のうち、役付手当を支給する企業は71.3%であった。うち66.0%は「同一役職の支給額は同じ」、31.2%は「同一役職でも支給額は異なる」と回答している。

「同一役職につき同一金額を支給」している企業の平均支給額は、部長 79,868 円、課長 52,877 円、係長 26,917 円であった。一方、「同一役職でも異なる額を支給」している企業の平均支給額は、部長 98,590 円、課長 60,947 円、係長 26,922 円であった。

<図表2-7>役付手当の支給状況

（単位：社、％）

	集計企業数	支給あり	支給ありの内訳			支給なし	無回答
			同一役職の支給額は同じ	同一役職でも支給額は異なる	無回答		
調査産業計	970 (100.0)	692 (71.3)	457 (47.1)	216 (22.3)	19 (2.0)	259 (26.7)	19 (2.0)
		<100.0>	< 66.0>	< 31.2>	< 2.7>		

（ ）< >内は構成比(%)

<図表2-8>役付手当の支給金額

（単位：円）

	同一役職につき同一金額を支給			同一役職でも支給額が異なる		
	部長	課長	係長	部長	課長	係長
調査産業計	79,868	52,877	26,917	98,590	60,947	26,922
10～49人	76,442	49,406	23,808	99,523	71,087	35,666
50～99人	79,900	53,085	25,254	97,254	56,806	22,866
100～299人	81,993	54,733	29,789	98,999	56,836	23,403

エ 住宅手当（集計表 第2表-⑦⑧）

集計企業のうち、住宅手当を支給する企業は43.0%であった。支給企業の67.9%は住宅の形態に関わりなく一律支給をしており、一律支給企業の平均支給額は世帯主（扶養家族あり）で17,518 円、単身世帯主 14,621 円であった。

また、支給企業の13.9%は住宅の形態別に支給しており、平均支給額は世帯主（扶養家族あり）の場合、民営借家 20,202 円、公営借家 19,511 円、持家 15,933 円、単身世帯主の場合、民営借家 16,074 円、公営借家 14,733 円、持家 11,262 円であった。

<図表2-9>住宅手当の支給状況

（単位：社、％）

	集計企業数	支給あり	支給ありの内訳				支給なし	無回答
			一律支給	住宅の形態別支給	その他	無回答		
調査産業計	970 (100.0)	417 (43.0)	283 (29.2)	58 (6.0)	73 (7.5)	3 (0.3)	548 (56.5)	5 (0.5)
		<100.0>	< 67.9>	< 13.9>	< 17.5>	< 0.7>		

（ ）< >内は構成比(%)

〈図表2-10〉住宅手当の支給金額

(単位:円)

	一律支給		住宅の形態別支給					
	世帯主 (扶養家族あり)	単身者 世帯主	世帯主(扶養家族あり)			単身者世帯主		
			民営借家	公営借家	持家	民営借家	公営借家	持家
調査産業計	17,518	14,621	20,202	19,511	15,933	16,074	14,733	11,262
10~49人	16,797	14,573	18,000	18,733	16,412	18,286	16,294	12,091
50~99人	17,492	13,994	21,840	21,208	16,975	14,550	15,300	12,927
100~299人	19,134	15,390	21,825	18,718	13,870	12,938	10,214	7,343

オ 家族手当 (集計表 第2表-⑨⑩)

集計企業のうち、家族手当を支給する企業は56.9%であった。支給企業の90.6%は、扶養家族により異なる額を支給しており、平均支給額は第一扶養(配偶者)11,149円、第二扶養(第一子)5,150円、第三扶養(第二子)4,616円、第四扶養(第三子)4,533円であった。

〈図表2-11〉家族手当の支給状況

(単位:社、%)

	集計企業数	支給あり	支給あり			支給なし	無回答
			一律支給	家族により異なる	無回答		
調査産業計	970	552	51	500	1	412	6
	(100.0)	(56.9)	(5.3)	(51.5)	(0.1)	(42.5)	(0.6)
		<100.0>	< 9.2>	< 90.6>	< 0.2>		

() < >内は構成比(%)

〈図表2-12〉家族手当の支給金額

(単位:円)

	一律支給	家族により異なる(家族別支給)			
		第一扶養 (配偶者)	第二扶養 (第一子)	第三扶養 (第二子)	第四扶養 (第三子)
調査産業計	8,560	11,149	5,150	4,616	4,533
10~49人	8,214	11,132	5,305	4,659	4,569
50~99人	8,429	10,809	4,937	4,535	4,687
100~299人	10,188	11,611	5,085	4,623	4,285